

平成20年2月7日

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

キユーピー株式会社

代表取締役社長 鈴木 豊

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年2月21日（木曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年2月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園4丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。なお、満席の際には他の会場へご案内させていただきますので、予めご了承願います。）

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第95期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

以上

- ・ 例年開会間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。（午前9時受付開始）
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kewpie.co.jp/company/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の好調さが続き、景気は緩やかな回復基調をたどったものの、雇用情勢や物価の動きなどから、個人の所得や消費はおおむね横ばいで推移いたしました。

このような中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）は当期を初年度とする3年間の中期経営計画をスタートさせました。国内での少子・高齢の本格化に対応するべく、独自の技術を活用し健康ニーズへの対応を強化するとともに、高付加価値商品の開発を進め、拡大が続く業務用や中食などの成長市場に今後とも注力してまいります。

売上高については4,680億6百万円と前期比119億39百万円（2.6%）の増収となりました。

利益面では、原資材コストの上昇を補うべく、グループ全体でのコスト低減への取組みや利益体質の強化、成長分野へのシフトに努めた結果、営業利益は158億24百万円と前期比16億65百万円（11.8%）、経常利益が158億36百万円と前期比15億74百万円（11.0%）、当期純利益は73億28百万円と前期比12億57百万円（20.7%）の増益となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、以下のとおりであります。

<食品事業>

食品業界においては、安全・安心への取組み、少子・高齢化や健康意識の高まりへの対応が一層重視される一方で、原資材価格の上昇圧力を受ける環境となりました。

このような状況の中、当社グループは食品事業においては、サラダ調味料だけでなく、カット野菜の分野においてもサラダの主菜化を提案したほか、当社の独自素材であるヒアルロン酸を食品・医薬品の原料として拡大させるなど、技術を活かした付加価値の高い商品の育成と独自メニューの提案に注力しました。

主要原料の購買面では、鶏卵価格は安定して推移しましたが、食油価格についてはバイオ燃料としての需要増などによる穀物相場の高騰から大幅に上昇しました。

それらの結果、食品事業の売上高は3,758億41百万円と前期比92億60百万円（2.5%）の増収、営業利益については、176億69百万円と前期比10億8百万円（6.1%）の増益となりました。なお、当期から営業費用の配賦方法を変更しており、前期の金額を当期に用いた配賦方法で集計し直した場合、前期比28億98百万円（19.6%）の増益となります。

食品事業における商品分類別の業績は、次のとおりであります。

①調味料・加工食品

マヨネーズおよびマヨネーズタイプは、平成19年6月1日出荷分からの価格改定により売上げ数量が減少しましたが、「ハーフ」やカジュアルヘルスケア（「キラキラ元気&」シリーズ）などの健康訴求タイプの商品などに加えて、サラダの主菜化の提案を進めた高付加価値ドレッシングやサラダ関連商品が拡大しました。

売上高は1,772億77百万円と前期比50億36百万円（2.9%）の増収となりました。

②健康機能

ヒアルロン酸が国内において食品・医薬用途を中心に大幅に伸長したほか、欧米への栄養補助食品用途などの輸出も進みました。また、アレルギーに配慮した育児食（5大アレルゲン不使用）や医療食専門の通信販売（糖尿病・腎臓病で食事療養が必要な方 向け）などの展開を推進しました。

売上高は174億95百万円と前期比78百万円（0.4%）の増収となりました。

③タマゴ

エクセルエッグ（生に近い機能を持つ殺菌液卵）などの機能性液卵や、乳化・焼成技術（とろっと技術、ふんわり技術）を活用した商品など、技術を活かした付加価値の高い商品により売上げを伸ばしました。

売上高は848億39百万円と前期比23億76百万円（2.9%）の増収となりました。

④サラダ・惣菜

健康訴求サラダ（「ハーフ」を用いた低カロリーサラダや多品目の野菜をミックスしたサラダなど）、麺サラダなどの惣菜や、カット野菜の分野でメニューの魅力化を図った商品が好調に推移しました。それらに加え、カット野菜の工場を中部地区・中国地区にそれぞれ立ち上げ販路を拡大しました。

売上高は962億28百万円と前期比17億70百万円（1.9%）の増収となりました。

<物流事業>

食品物流業界においては、高止まりした燃料価格や同業者間の価格競争に加え、物流品質の向上やドライバーの確保にかかる費用などが増加する厳しい経営環境で推移いたしました。

このような情勢の下、当社グループの物流事業は、全国にわたる輸配送ネットワークと拠点の物流機能を活かしたアセット型サードパーティーロジスティクス（顧客のニーズに応えた最適物流システムの提供）の提案営業を推し進めるとともに、作業品質や保管効率を高める倉庫作業支援システムや移動棚の導入を進めました。その結果、食品メーカーを主な顧客とする共同物流は伸び悩みましたが、流通業者を主な顧客とする専用物流とキューソースルー便が伸長しました。

それらの結果、物流事業の売上高は921億64百万円と前期比26億79百万円（3.0%）の増収となりましたが、営業利益については、共同物流の伸び悩みなどによる固定費比率の上昇、多品種少量化への対応に伴う作業コストやパレット費用の増加などで前期に比べ11億27百万円（△34.0%）減の21億89百万円となりました。

項 目	期 別	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)	第 95 期 (平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)	前期比増減額	前期比増減率
食 品 事 業		366,581 ^{百万円}	375,841 ^{百万円}	9,260 ^{百万円}	2.5 %
調味料・加工食品		172,241	177,277	5,036	2.9
健 康 機 能		17,417	17,495	78	0.4
タ マ ゴ		82,463	84,839	2,376	2.9
サ ラ ダ ・ 惣 菜		94,458	96,228	1,770	1.9
物 流 事 業		89,485	92,164	2,679	3.0
合 計		456,067	468,006	11,939	2.6

(注) 中期経営計画の策定に伴い、当連結会計年度から食品事業の区分を一部変更（5頁の表、事業区分の欄ご参照）しております。なお、前期の金額につきましても、新たな区分で集計し直しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は112億63百万円であります。

食品事業における設備投資の総額は89億6百万円であり、その主なものは製造設備の取得（キューピー株式会社）であります。

物流事業における設備投資の総額は22億34百万円であり、その主なものは営業所の増築（株式会社キューソー流通システム）であります。

(3) 資金調達の状況

食品事業においては、特に記載すべき事項はありません。

物流事業においては、株式会社キューソー流通システムが運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、平成18年12月1日から平成21年11月30日までの3年間を対象とする中期経営計画を策定しております。この中期経営計画では、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略に定めております。この基本戦略にグループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

①中期経営計画の基本戦略

利益体質の強化	成長分野へのシフト
①利益構造の改革と健康機能事業の創設 ②技術立社の推進 ③グループコストの低減	①健康ニーズへの対応 ②Food service市場での展開を強化 ③海外での拡大を推進

②目標達成に向けた事業別の戦略

事業区分	事業戦略
調味料・加工食品 (従来の「マヨネーズ・ドレッシング」と「フルーツ加工・調理食品」を統合)	健康ニーズへの対応と、Food service市場へのシフトを加速 ①健康ニーズ対応食品を拡充 ②Food service市場への展開を強化 ③サラダ調味料合計で拡大
健康機能 (従来の「ヘルスケア」にファインケミカル(従来は「タマゴ」に分類)を加えて括り直した新区分)	独自技術と科学的根拠に基づいた健康機能を国内外へ提供 ①販路の拡大 ・在宅医療向け専門通販の本格化 ・アジア市場への進出 ・欧米への輸出拡大 ②商品力の拡充 ・腎臓病食・糖尿病食の拡充 ・高機能ヒアルロン酸・植物ステロール複合体を拡大 ・育児食は「アレルギー配慮」中心へ
タマゴ (ファインケミカルは「健康機能」へ)	強化された体質をベースに、販路拡大と商品力拡充に注力 ①販路の拡大 ②技術による差別化を加速 ③健康ニーズへの挑戦
サラダ・惣菜 (従来の「野菜とサラダ」を改称)	提案力の強化と合理化で、利益を拡大 ①メニュー開発力の強化 ②健康ニーズへの対応を促進 ③新領域への挑戦 ④生産性の向上を推進
物流システム	機能・品質の向上で、売上・利益を拡大 ①機能・品質の拡充 ②低コストオペレーションの推進 ③求貨求車情報システムの事業化 ④新規分野への進出

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

期 別 項 目	第 92 期 (平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで)	第 93 期 (平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで)	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)	第 95 期 (平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)
売 上 高	423,727 ^{百万円}	455,007	456,067	468,006
経 常 利 益	15,507 ^{百万円}	12,829	14,262	15,836
当 期 純 利 益	7,006 ^{百万円}	5,465	6,071	7,328
1株当たり当期純利益	45.18 ^円	35.25	39.66	47.96
総 資 産 額	262,122 ^{百万円}	265,724	290,186	292,823
純 資 産 額	126,768 ^{百万円}	132,412	156,217	161,140
1株当たり純資産額	827.17 ^円	865.32	896.69	925.46

(注) 第94期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリア食品(株)	50百万円	100.0 %	サラダ、惣菜等の製造販売
キューピー醸造(株)	450	88.0	食酢等の製造販売
キューピータマゴ(株)	350	88.0	液卵、凍結卵、茹卵等の製造販売
(株)カナエフーズ	50	88.0	タマゴスブレッド、厚焼卵、錦糸卵等の卵加工品の製造販売
(株)全農・キューピー・エツグステーション	105	51.4	乾燥卵、液卵等の製造販売
コープ食品(株)	250	51.0	瓶缶詰・レトルト食品等の製造販売
(株)キューソー流通システム	4,063	44.8 [5.8]	食品の運送および保管
KIFUKI U. S. A. CO., INC.	7.1米ドル	100.0	米国関係会社の株式保有および統括管理

(注) 議決権比率は、直接および間接所有の合計であります。なお、[]内は緊密な者または同意している者の議決権比率であり、外数で記載しております。

(7) 主要な事業内容（平成19年11月30日現在）

事業セグメント	区分	主要な商品または役務
食品事業	調味料・加工食品	マヨネーズ、ドレッシング、ピネガー、ジャム、パスタソース、おかゆ、スイートコーン、その他
	健康機能	ベビーフード、ヘルスフード、介護食、ファインケミカル製品（ヒアルロン酸等）、その他
	タマゴ	液卵、凍結卵、乾燥卵、タマゴスブレッド、厚焼卵、錦糸卵、その他
	サラダ・惣菜	フレッシュサラダ、ロングライフサラダ、カット野菜、冷凍野菜、惣菜、フライ類、その他
物流事業		食品の運送・保管、その他

(8) 主要な事業所（平成19年11月30日現在）

①当社の事業所

本 社 東京都渋谷区

支 店 札幌、仙台、関東（東京都）、東京、横浜、名古屋、大阪、高松、広島、福岡

営業所 青森、秋田、盛岡、山形、郡山、宇都宮、水戸、前橋、新潟、松本、東東京（千葉県）、西東京（東京都）、さいたま、静岡、金沢、京都、神戸、松山、高知、岡山、南九州（鹿児島県）、那覇

工 場 階上（青森県）、五霞（茨城県）、仙川（東京都）、中河原（東京都）、富士吉田（山梨県）、挙母（愛知県）、伊丹（兵庫県）、泉佐野（大阪府）、鳥栖（佐賀県）

②主要な子会社の事業所

	本社所在地	事 業 所
デリア食品(株)	(東京都府中市)	本社 1 営業部 6 支店
キューピー醸造(株)	(東京都府中市)	本社 9 営業所 3 工場
キューピータマゴ(株)	(東京都調布市)	本社 16 営業所 17 工場 2 事業所
(株)カナエフーズ	(東京都府中市)	本社 9 工場
株全農・キューピー・エツグステーション	(茨城県五霞町)	本社 5 工場
コープ食品(株)	(東京都渋谷区)	本社 2 工場
(株)キューソー流通システム	(東京都調布市)	本社 12 事業部 64 営業所 9 駐在所

(9) 使用人の状況（平成19年11月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
食品事業	6,708	40（減）
物流事業	2,177	120（増）
合 計	8,885	80（増）

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者が期中平均で食品事業7,788名、物流事業854名の計8,642名おります。

②当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	1,446	6 (増)	40.6	15.1
女 性	1,072	37 (増)	29.2	6.0
合計または平均	2,518	43 (増)	35.8	11.3

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）が期中平均で男性260名、女性628名の計888名おります。

(10) 主要な借入先および借入額（平成19年11月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,210 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,750
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,200
農 林 中 央 金 庫	868

2. 会社の株式に関する事項（平成19年11月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 155,464,515株 |
| (3) 株主数 | 89,877名（前事業年度末比 8,319名減） |
| (4) 大株主の状況 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
株式会社 中島 董 商店	26,371 ^{千株}	17.2 %
株式会社 董 花	4,872	3.1
みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	4,585	3.0
財団法人 旗 影 会	4,251	2.7
全国共済農業協同組合連合会	4,004	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,800	2.4
株式会社 三井住友銀行	3,208	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,142	2.0
日本生命保険相互会社	3,132	2.0
第一生命保険相互会社	3,012	1.9

(注) みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託の持株数4,585千株は、株式会社みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成19年11月30日現在）

地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	鈴木 豊	
専務取締役	畑 中 凱 夫	サラダ・惣菜事業およびグループ営業担当
専務取締役	建 部 俊 正	グループ生産、生産本部、海外事業部および中国担当
常務取締役	中 島 周	社会・環境推進室長、CSR、コンプライアンスおよび監査室担当
常務取締役	山 上 英 信	健康機能事業およびファインケミカル本部担当
常務取締役	佐々木 克 彦	管理本部長、経営企画室および法務・知的財産室担当、KIFUKI U. S. A. CO., INC. 取締役社長
常務取締役	奥 村 明 男	調味料・加工食品事業担当、営業統括
取締役	島 家 時	広報室長
取締役	長谷川 峯 夫	研究所長、品質保証本部担当
取締役	遠 藤 貢	商品開発本部長
取締役	三 宅 峰 三 郎	東京支店長
取締役	橘 英 文	人事本部長
取締役	小 澤 貢	タマゴ事業担当
取締役	石 川 邦 昭	㈱中島董商店専務取締役、Q&B FOODS, INC. 取締役会長
監査役	村 中 修	常勤
監査役	平 栗 康 夫	常勤
監査役	石 黒 俊 一 郎	㈱中島董商店取締役
監査役	坂 井 一 郎	弁護士

- (注) 1. 平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、新たに小澤 貢氏が取締役に就任しております。
また、同日付にて常務取締役畑中凱夫および建部俊正の両氏は専務取締役に、取締役山上英信、佐々木克彦および奥村明男の3氏は常務取締役に就任しております。
2. 平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、河上和雄氏が監査役を辞任しております。
3. 監査役石黒俊一郎および坂井一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 常勤監査役村中 修氏は、当社の経理部門における責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役石黒俊一郎氏は、株式会社中島董商店の経理部門における責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂井一郎氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外監査役)	14	204	4 (2)	50 (13)
当事業年度に係る賞与	13	40	—	—
合 計	—	244	—	50

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第82回定時株主総会において、使用人分給与を含まず月額3,500万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第81回定時株主総会において、月額800万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の当事業年度に係る賞与は、本総会において第5号議案「取締役賞与支給の件」を承認いただくことを条件として支払う予定の額であります。
 4. 上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）が81百万円あります。
 5. 上記の支給額のほか、本総会において第4号議案「退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を承認いただいた場合には、当事業年度末時点の取締役14名に対し総額6億21百万円および当事業年度末時点の監査役4名に対し総額86百万円（うち社外監査役2名に対し総額11百万円）がそれぞれ支払われることとなります。
 6. 上記の支給額のほか、平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会決議に基づく退任慰労金として、退任監査役1名に対し総額38百万円の支払いがあります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

区 分	氏 名	兼職先会社名および兼職の内容
社 外 監 査 役	石 黒 俊 一 郎	(株)中島董商店取締役（注）
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	東レ(株)社外監査役、マツダ(株)社外監査役

(注) 当社と株式会社中島董商店との間には、商品売買等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	石 黒 俊 一 郎	当事業年度の全て（14回）の取締役会に出席するとともに、全て（15回）の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に株主代表の立場から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	当事業年度の14回のうち13回の取締役会に出席するとともに、全て（15回）の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対する助言、意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役2名は、会社法第427条第1項および当社定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	57百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(3) 当社の重要な子会社のうち、株式会社キューソー流通システムは当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査（会社法および金融商品取引法の規定による）を受けております。

- (注) 1. 当社と新日本監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(2)の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。
3. 金額には消費税等を含めておりません。

(4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価等についての助言業務を委託し、対価を支払うこととなっております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、永年に亘り役職員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成して来たのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社 是)

楽業偕悦

(社 訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

- ②当社は、取締役、従業員が、法令・定款および当社の創業の精神・経営理念を遵守した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、グループ倫理行動規範を定め、公開しており、取締役はこれらを遵守する義務を負う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い文書または電磁情報により、管理本部担当の取締役が適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ②取締役及び監査役は、常時、これらの文書または電磁情報を閲覧できる。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社のリスク管理規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織等において継続的に監視することとするほか、全社のリスクに関しては代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理する。
- ②監査室は、品質・環境・安全等の自主監査スタッフと連携し各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、定期的にリスクマネジメント委員会、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、社内でのリスク管理体制整備の進捗状況を報告する。
- ③リスク管理規程に基づき、危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各事業部門の責任者を代表取締役社長が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、効率的で迅速な業務執行を行う。
- ②取締役会の決議に基づく業務執行については、決裁報告手続表において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。
- ③具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役社長の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、意思決定と機動的な業務執行を図る。

(6) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンスマニュアルの整備や従業員教育等を行う。こうした活動はコンプライアンス担当役員が定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- ②コンプライアンス委員会の下に公益通報者保護に対応した内部通報体制として、社外の弁護士、第三者機関等を情報受領者とする「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(7) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、めざす姿として「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループをめざします」とのグループの経営理念を定め、また、倫理行動規範を共通のものにするとともに、グループ経営推進会議において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有化する。業務執行においては、「グループ決裁手続表」に基づいて子会社経営の管理を行う。
- ②当社の子会社は、毎月、当社の取締役に対して業績および経営上のリスクについて報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題等について、当社代表取締役社長が指定する役職員に報告する。
- ③当社のリスクマネジメント委員会には子会社の代表者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについてもグループ会社をも対象とする。
- ④当社ならびに当社の子会社は、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。
- ⑤当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、担当部門、グループ各社の監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
- ⑥当社の子会社である株式会社キューソー流通システムについては、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所一部上場企業であることや業種が異なることに鑑み、同社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。又、監査役会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた監査室所属の職員は、その内部監査に関して、監査室担当取締役以外の取締役等の指揮命令を受けない。又、監査役会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人は、独立性の確保のために取締役からの指揮命令を受けない。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。

②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・株主総会に付議される決議議案の内容
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の子会社及び関連会社の監査役、監査室および自主監査スタッフの活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報内容

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングする機会を持つとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の機会を持つ。

②リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への適切な利益還元を経営の重要方針としており、安定配当を継続するとともに株式分割や自己株式の消却も適宜実施してまいりました。

株主還元では配当金を最優先に位置づけており、今後も安定した配当を旨としつつ、長期的に着実な増配をめざしてまいります。

配当金は自己資本配当率（DOE）を基本に、配当性向や将来の資金需要なども考慮して決定することとし、自己資本配当率1.5%以上、配当性向25%以上（いずれも連結ベース）を維持することを原則といたします。

また、財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に努めており、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や研究開発投資、競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり7円とさせていただきます。8月に実施した中間配当金7円とあわせまして、年間配当金は1株当たり14円となります。

これにより、自己資本配当率は1.5%、配当性向は29.2%となります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年1月11日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を決定いたしました。

本基本方針の詳細につきましては、第6号議案に関する株主総会参考書類（50頁から71頁まで）に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。

II 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、グループ中期経営計画の策定およびコーポレート・ガバナンスの整備を実施しております。

これらの取組みの詳細につきましては、第6号議案に関する株主総会参考書類（50頁から71頁まで）に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。

2. 上記II 1. の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

上記II 1. の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

Ⅲ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

1. 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大量買付ルールを設定し、大量買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決定いたしました。

本対応方針の詳細につきましては、第6号議案に関する株主総会参考書類（50頁から71頁まで）に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。

2. 上記Ⅲ 1. の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記Ⅲ 1. の取組みが、本基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。その判断の理由につきましては、第6号議案に関する株主総会参考書類（50頁から71頁まで）に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額、持株数および議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

| 科 目             | 金 額      | 科 目            | 金 額     |
|-----------------|----------|----------------|---------|
|                 | 百万円      |                | 百万円     |
| <b>(資産の部)</b>   |          | <b>(負債の部)</b>  |         |
| <b>流動資産</b>     | 124,321  | <b>流動負債</b>    | 90,646  |
| 現金及び預金          | 26,603   | 支払手形及び買掛金      | 38,804  |
| 受取手形及び売掛金       | 70,120   | 短期借入金          | 14,979  |
| 有価証券            | 5,000    | 未払金            | 22,630  |
| たな卸資産           | 16,971   | 未払法人税等         | 4,019   |
| 繰延税金資産          | 1,768    | 繰延税金負債         | 5       |
| その他の流動資産        | 4,376    | 売上割戻引当金        | 1,314   |
| 貸倒引当金           | △ 518    | 賞与引当金          | 824     |
| <b>固定資産</b>     | 168,379  | 役員賞与引当金        | 60      |
| <b>有形固定資産</b>   | 119,270  | その他の流動負債       | 8,007   |
| 建物及び構築物         | 118,674  | <b>固定負債</b>    | 41,036  |
| 機械装置及び運搬具       | 119,656  | 社債             | 10,500  |
| 土地              | 40,243   | 長期借入金          | 17,695  |
| 建設仮勘定           | 1,856    | 繰延税金負債         | 7,732   |
| その他の有形固定資産      | 8,198    | 退職給付引当金        | 2,296   |
| 減価償却累計額         | △169,359 | 役員退任慰労引当金      | 852     |
| <b>無形固定資産</b>   | 2,473    | その他の固定負債       | 1,959   |
| ソフトウェア          | 2,064    | <b>負債合計</b>    | 131,683 |
| その他の無形固定資産      | 408      | <b>(純資産の部)</b> |         |
| <b>投資その他の資産</b> | 46,635   | <b>株主資本</b>    | 139,667 |
| 投資有価証券          | 21,987   | 資本金            | 24,104  |
| 繰延税金資産          | 489      | 資本剰余金          | 29,432  |
| その他の投資その他の資産    | 24,345   | 利益剰余金          | 88,786  |
| 貸倒引当金           | △ 186    | 自己株式           | △ 2,655 |
| <b>繰延資産</b>     | 122      | 評価・換算差額等       | 1,731   |
| 開業費             | 122      | その他有価証券評価差額金   | 3,416   |
| <b>資産合計</b>     | 292,823  | 繰延ヘッジ損益        | 105     |
|                 |          | 為替換算調整勘定       | △ 1,790 |
|                 |          | <b>少数株主持分</b>  | 19,741  |
|                 |          | <b>純資産合計</b>   | 161,140 |
|                 |          | <b>負債純資産合計</b> | 292,823 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成18年12月1日から  
平成19年11月30日まで)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
|                         | 百万円     |
| 売 上 高                   | 468,006 |
| 売 上 原 価                 | 356,299 |
| 売 上 総 利 益               | 111,707 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 95,882  |
| 営 業 利 益                 | 15,824  |
| 営 業 外 収 益               | 1,344   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 747     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益     | 122     |
| そ の 他                   | 474     |
| 営 業 外 費 用               | 1,332   |
| 支 払 利 息                 | 698     |
| そ の 他                   | 634     |
| 経 常 利 益                 | 15,836  |
| 特 別 利 益                 | 711     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 26      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 141     |
| そ の 他                   | 543     |
| 特 別 損 失                 | 1,355   |
| 固 定 資 産 売 却 損 及 び 除 却 損 | 768     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 35      |
| そ の 他                   | 551     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 15,192  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,628   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,413   |
| 少 数 株 主 利 益             | 822     |
| 当 期 純 利 益               | 7,328   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年12月1日から  
平成19年11月30日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成18年11月30日残高             | 24,104  | 29,432    | 83,305    | △ 2,268 | 134,574     |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 連結子会社の決算期変更に伴う利益剰余金の増加    |         |           | 370       |         | 370         |
| 剰余金の配当                    |         |           | △ 2,218   |         | △ 2,218     |
| 当期純利益                     |         |           | 7,328     |         | 7,328       |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △ 387   | △ 387       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | -         | 5,480     | △ 387   | 5,093       |
| 平成19年11月30日残高             | 24,104  | 29,432    | 88,786    | △ 2,655 | 139,667     |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |          |            | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|---------------------------|-----------------|---------|----------|------------|--------|---------|
|                           | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等合計 |        |         |
| 平成18年11月30日残高             | 4,676           | △ 5     | △ 1,905  | 2,765      | 18,878 | 156,217 |
| 連結会計年度中の変動額               |                 |         |          |            |        |         |
| 連結子会社の決算期変更に伴う利益剰余金の増加    |                 |         |          |            |        | 370     |
| 剰余金の配当                    |                 |         |          |            |        | △ 2,218 |
| 当期純利益                     |                 |         |          |            |        | 7,328   |
| 自己株式の取得                   |                 |         |          |            |        | △ 387   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △ 1,259         | 111     | 114      | △ 1,033    | 862    | △ 170   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △ 1,259         | 111     | 114      | △ 1,033    | 862    | 4,922   |
| 平成19年11月30日残高             | 3,416           | 105     | △ 1,790  | 1,731      | 19,741 | 161,140 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度において、新規設立に伴う出資により子会社となった㈱ケイ・エスエス1社を追加した45社を連結子会社としております。主要な連結子会社は㈱キューソー流通システム、キューピータマゴ㈱、デリア食品㈱、㈱カナエフーズおよび㈱全農・キューピー・エツグステーションであります。非連結子会社は21社であり、主要な非連結子会社は、㈱キューソーエルブラン、大阪サンエー物流㈱であります。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結総資産、連結売上高、連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度において、株式取得により関連会社となった㈱トウ・キューピー1社を追加した関連会社6社を持分法適用会社としております。主要な会社はアヲハタ㈱、サミット製油㈱であります。持分法を適用していない非連結子会社㈱キューソーエルブラン他20社および関連会社Thai Q. P. Co., Ltd. 他6社については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため原価法によっております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司の決算日は12月31日であり、KIFUKI U. S. A. CO., INC.、Q&B FOODS, INC.、HENNINGSEN FOODS, INC.、HENNINGSEN NEDERLAND B. V. およびHENNINGSEN FOODS, NETHERLANDS INC. の決算日は9月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、KIFUKI U. S. A. CO., INC.、Q&B FOODS, INC.、HENNINGSEN FOODS, INC.、HENNINGSEN NEDERLAND B. V. および HENNINGSEN FOODS, NETHERLANDS INC. については決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、㈱キューソー流通システムを除く国内連結子会社36社の決算日を9月30日から11月30日へ変更しております。これにより当該国内連結子会社36社の当連結会計年度に含まれる月数は、平成18年10月1日から平成19年11月30日までの14か月となっておりますが、このうち平成18年10月1日から平成18年11月30日までの2か月分の損益については、連結株主資本等変動計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う利益剰余金の増加」として調整しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

①満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(ロ) デリバティブは、時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

(ハ) たな卸資産

商品、製品（下記を除く）、原材料、貯蔵品および仕掛品は主として原価法による月別移動平均法によっております。連産品の一部は原価法による売価還元総平均法によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

下記の資産を除き、主として定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数については、主として法人税法の定めと同一の基準によっております。

（会計処理の変更）

法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法の定めと同一の基準による方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

耐用年数については、主として法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) 長期前払費用

定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 売上割戻引当金

当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(ニ) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。



(ホ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の子会社においては簡便法を適用しております。各連結会計年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生連結会計年度から処理しております。

また、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から処理しております。当社グループの退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）および退職一時金制度を採用しております。

(ハ) 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末の要支給額を計上しております。

なお、従来、連結子会社㈱キューソー流通システム、㈱エスワイプロモーションおよびワイエムキューソー㈱は役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退任慰労引当金として計上しておりましたが、平成18年11月から平成19年2月までの間に開催された各社の定時株主総会において、それぞれ役員退任慰労金制度の廃止を決議するとともに、役員退任慰労金制度廃止日（定時株主総会決議日）までの役員退任慰労金については、将来の役員退任時に支給することを決議しましたので、当連結会計年度において当該連結子会社の役員退任慰労引当金相当額合計479百万円を固定負債（その他）へ振替表示しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

開業費については5年で均等償却しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引、原油スワップ取引、原油カラー取引および金利スワップ取引であります。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引、軽油、重油の予定購入取引、および借入金の利息であります。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、軽油、原油価格の市場価格変動リスクを回避する目的で原油スワップ取引および原油カラー取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(ホ) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当連結会計年度より「有価証券」として表示しております。

なお、譲渡性預金の残高は、当連結会計年度は5,000百万円、前連結会計年度は5,000百万円であります。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

僅少なものは発生時の損益として処理しておりますが、重要なのれん及び負ののれんは5年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

|                   |        |          |
|-------------------|--------|----------|
| 担保に供している資産の額 (簿価) | 有形固定資産 | 8,676百万円 |
|                   | 計      | 8,676百万円 |
| 上記担保に対応する債務       | 短期借入金  | 2,131百万円 |
|                   | 長期借入金  | 2,748百万円 |
|                   | 計      | 4,880百万円 |

2. 偶発債務

|      |        |
|------|--------|
| 保証債務 | 730百万円 |
|------|--------|

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|              | 発行済株式の種類     | 自己株式の種類    |
|--------------|--------------|------------|
|              | 普通株式         | 普通株式       |
| 前連結会計年度末株式数  | 155,464,515株 | 2,302,148株 |
| 当連結会計年度増加株式数 | —            | 374,804株   |
| 当連結会計年度減少株式数 | —            | —          |
| 当連結会計年度末株式数  | 155,464,515株 | 2,676,952株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得した365,900株および単元未満株式の取得による8,904株であります。

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(イ) 平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,149,088,500円
- ②1株当たり配当額 7円50銭
- ③基準日 平成18年11月30日
- ④効力発生日 平成19年2月26日

(ロ) 平成19年7月10日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,069,888,841円
- ②1株当たり配当額 7円00銭
- ③基準日 平成19年5月31日
- ④効力発生日 平成19年8月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成20年1月11日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,069,858,972円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 7円00銭
- ④基準日 平成19年11月30日
- ⑤効力発生日 平成20年2月25日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 925.46円

1株当たり当期純利益 47.96円

「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

| 科 目             | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
|-----------------|---------|----------------|---------|
|                 | 百万円     |                | 百万円     |
| <b>(資産の部)</b>   |         | <b>(負債の部)</b>  |         |
| <b>流動資産</b>     | 91,293  | <b>流動負債</b>    | 47,999  |
| 現金及び預金          | 20,331  | 買掛金            | 23,936  |
| 受取手形            | 346     | 短期借入金          | 7,717   |
| 売掛金             | 38,260  | 未払金            | 9,723   |
| 有価証券            | 5,000   | 未払法人税等         | 988     |
| 商製品             | 2,983   | 未払費用           | 3,743   |
| 製成品             | 3,479   | 売上割戻引当金        | 1,314   |
| 原材料             | 1,819   | 賞与引当金          | 337     |
| 仕掛品及び貯蔵品        | 303     | 役員賞与引当金        | 40      |
| 短期貸付金           | 16,660  | その他の流動負債       | 199     |
| 繰延税金資産          | 949     | <b>固定負債</b>    | 36,392  |
| その他の流動資産        | 2,732   | 社債             | 10,000  |
| 貸倒引当金           | △ 1,572 | 長期借入金          | 13,784  |
| <b>固定資産</b>     | 112,968 | 繰延税金負債         | 6,613   |
| <b>有形固定資産</b>   | 61,126  | 役員退任慰労引当金      | 676     |
| 建物              | 24,901  | 預り保証金          | 5,233   |
| 構築物             | 1,928   | その他の固定負債       | 83      |
| 機械装置            | 14,951  | <b>負債合計</b>    | 84,392  |
| 車両運搬具           | 8       | <b>(純資産の部)</b> |         |
| 工具器具備品          | 625     | <b>株主資本</b>    | 116,879 |
| 土地              | 17,179  | 資本金            | 24,104  |
| 建設仮勘定           | 1,531   | 資本剰余金          | 29,432  |
| <b>無形固定資産</b>   | 1,275   | 資本準備金          | 29,418  |
| 電話加入権           | 87      | その他資本剰余金       | 14      |
| ソフトウェア          | 1,087   | <b>利益剰余金</b>   | 65,985  |
| その他の無形固定資産      | 100     | 利益準備金          | 3,115   |
| <b>投資その他の資産</b> | 50,567  | その他利益剰余金       | 62,869  |
| 投資有価証券          | 14,993  | 特別償却準備金        | 26      |
| 関係会社株式・出資金      | 20,543  | 買換資産圧縮記帳積立金    | 2,257   |
| 長期貸付金           | 65      | 別途積立金          | 57,300  |
| 前払年金費用          | 11,277  | 繰越利益剰余金        | 3,285   |
| 長期前払費用          | 377     | <b>自己株式</b>    | △ 2,642 |
| 差入保証金           | 1,477   | 評価・換算差額等       | 2,991   |
| その他の投資その他の資産    | 1,896   | その他有価証券評価差額金   | 3,019   |
| 貸倒引当金           | △ 64    | 繰延ヘッジ損益        | △ 28    |
| <b>資産合計</b>     | 204,262 | <b>純資産合計</b>   | 119,870 |
|                 |         | <b>負債純資産合計</b> | 204,262 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成18年12月1日から  
平成19年11月30日まで)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
|                         | 百万円     |
| 売 上 高                   | 232,426 |
| 売 上 原 価                 | 160,348 |
| 売 上 総 利 益               | 72,078  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 65,575  |
| 営 業 利 益                 | 6,502   |
| 営 業 外 収 益               | 1,157   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 900     |
| そ の 他                   | 257     |
| 営 業 外 費 用               | 629     |
| 支 払 利 息                 | 325     |
| そ の 他                   | 304     |
| 経 常 利 益                 | 7,030   |
| 特 別 利 益                 | 520     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 93      |
| そ の 他                   | 426     |
| 特 別 損 失                 | 1,285   |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 503     |
| そ の 他                   | 781     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 6,265   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,473   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,408   |
| 当 期 純 利 益               | 3,383   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成18年12月1日から  
平成19年11月30日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |        |                |           |             |                     |            |             |         | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|-----------------------------|---------|--------|----------------|-----------|-------------|---------------------|------------|-------------|---------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金  |                | 利 益 剰 余 金 |             |                     |            |             |         |         |             |
|                             |         | 資本準備金  | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | その他利益剰余金    |                     |            |             |         |         |             |
|                             |         |        |                |           | 特別償却<br>準備金 | 買換資産<br>圧縮記帳<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |         |         |             |
| 平成18年11月30日残高               | 24,104  | 29,418 | 14             | 3,115     | 33          | 2,108               | 56,500     | 3,063       | △ 2,255 | 116,101 |             |
| 事業年度中の変動額                   |         |        |                |           |             |                     |            |             |         |         |             |
| 剰余金の配当                      |         |        |                |           |             |                     |            | △ 2,218     |         | △ 2,218 |             |
| 当期純利益                       |         |        |                |           |             |                     |            | 3,383       |         | 3,383   |             |
| 自己株式の取得                     |         |        |                |           |             |                     |            |             | △ 387   | △ 387   |             |
| その他利益剰余金の積立                 |         |        |                |           | 6           | 211                 | 800        | △ 1,018     |         | —       |             |
| その他利益剰余金の取崩                 |         |        |                |           | △ 13        | △ 63                |            | 76          |         | —       |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |        |                |           |             |                     |            |             |         |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —      | —              | —         | △ 6         | 148                 | 800        | 222         | △ 387   | 777     |             |
| 平成19年11月30日残高               | 24,104  | 29,418 | 14             | 3,115     | 26          | 2,257               | 57,300     | 3,285       | △ 2,642 | 116,879 |             |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |               |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成18年11月30日残高               | 4,223                    | —             | 4,223                  | 120,325   |
| 事業年度中の変動額                   |                          |               |                        |           |
| 剰余金の配当                      |                          |               |                        | △ 2,218   |
| 当期純利益                       |                          |               |                        | 3,383     |
| 自己株式の取得                     |                          |               |                        | △ 387     |
| その他利益剰余金の積立                 |                          |               |                        | —         |
| その他利益剰余金の取崩                 |                          |               |                        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △ 1,203                  | △ 28          | △ 1,232                | △ 1,232   |
| 事業年度中の変動額合計                 | △ 1,203                  | △ 28          | △ 1,232                | △ 454     |
| 平成19年11月30日残高               | 3,019                    | △ 28          | 2,991                  | 119,870   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

#### 3. たな卸資産

##### (1) 評価基準

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品は、原価法によっております。

##### (2) 評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品は、月別移動平均法によっております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

下記の資産を除き、定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

（会計処理の変更）

法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法の定めと同一の基準による方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 長期前払費用

定額法によっております。



## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

### (3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

各事業年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生事業年度から処理しております。

また各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度は前払年金費用として計上しております。

当社の退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）を採用しております。

### (6) 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引および金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建仕入取引および借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。

なお、譲渡性預金の残高は、当事業年度は5,000百万円、前事業年度は5,000百万円であります。

II. 貸借対照表等に関する注記

|                   |      |            |
|-------------------|------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 |      | 103,374百万円 |
| 2. 偶発債務           |      |            |
| 保証債務              |      | 3,855百万円   |
| 3. 関係会社に対する金銭債権   | 流動資産 | 23,395百万円  |
| 4. 関係会社に対する金銭債務   | 流動負債 | 19,221百万円  |

III. 損益計算書に関する注記

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 1. 関係会社に対する営業収益     | 21,320百万円  |
| 2. 関係会社に対する営業費用     | 105,138百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 | 350百万円     |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|            | 自己株式の種類    |
|------------|------------|
|            | 普通株式       |
| 前事業年度末株式数  | 2,252,715株 |
| 当事業年度増加株式数 | 374,804株   |
| 当事業年度減少株式数 | 0株         |
| 当事業年度末株式数  | 2,627,519株 |

(注) 当事業年度増加株式数は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得した365,900株および単元未満株式の取得による8,904株であります。

V. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）    |           |
| 売上割戻引当金       | 534百万円    |
| 賞与引当金         | 137百万円    |
| 未払事業税         | 93百万円     |
| その他           | 753百万円    |
| 繰延税金資産（流動）小計  | 1,518百万円  |
| 評価性引当額        | △ 569百万円  |
| 繰延税金資産（流動）合計  | 949百万円    |
| 繰延税金資産（固定）    |           |
| 退職給付信託        | 1,442百万円  |
| 役員退任慰労引当金     | 275百万円    |
| ゴルフ会員権評価損     | 96百万円     |
| その他           | 283百万円    |
| 繰延税金資産（固定）小計  | 2,097百万円  |
| 評価性引当額        | △ 475百万円  |
| 繰延税金資産（固定）合計  | 1,622百万円  |
| 繰延税金資産合計      | 2,571百万円  |
| 繰延税金負債（固定）    |           |
| 前払年金費用        | △4,589百万円 |
| 買換資産圧縮記帳積立金   | △1,549百万円 |
| 特別償却準備金       | △ 18百万円   |
| その他有価証券評価差額金  | △2,078百万円 |
| 繰延税金負債（固定）計   | △8,236百万円 |
| 繰延税金負債合計      | △8,236百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △5,664百万円 |

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 工具器具備品 | 1,100   | 627        | 473     |
| 車両運搬具  | 638     | 314        | 324     |
| ソフトウェア | 101     | 73         | 27      |
| 機械装置   | 168     | 88         | 80      |
| 計      | 2,008   | 1,102      | 906     |

|                               |                                                             |        |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------|
| (2) 未経過リース料期末残高相当額            | 1 年 内                                                       | 456百万円 |
|                               | 1 年 超                                                       | 462百万円 |
|                               | 合 計                                                         | 918百万円 |
| (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 |                                                             |        |
|                               | 支払リース料                                                      | 607百万円 |
|                               | 減価償却費相当額                                                    | 585百万円 |
|                               | 支払利息相当額                                                     | 22百万円  |
| (4) 減価償却費相当額の算定方法             |                                                             |        |
|                               | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                          |        |
| (5) 利息相当額の算定方法                |                                                             |        |
|                               | リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 |        |

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性               | 会社等の名称 | 住所     | 資本金 | 事業の内容     | 議決権等の所有(被所有)割合                | 関係内容   |        |
|------------------|--------|--------|-----|-----------|-------------------------------|--------|--------|
|                  |        |        |     |           |                               | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |
| 法人主要株主及びその他の関係会社 | ㈱中島董商店 | 東京都渋谷区 | 50  | 各種加工食品の販売 | 直接11.6%<br>直接17.3%<br>間接 3.2% | 兼任4人   | 商品の仕入等 |

| 取引の内容 | 取引金額   | 科目  | 期末残高  |
|-------|--------|-----|-------|
| 商品の仕入 | 41,366 | 買掛金 | 7,268 |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 上記の表における取引金額の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## 2. 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                    | 住所             | 資本金      | 事業の内容             | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |             |
|-----|---------------------------|----------------|----------|-------------------|----------------|--------|-------------|
|     |                           |                |          |                   |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係      |
| 子会社 | キューピー<br>タマゴ(株)           | 東京都調布市         | 350      | 液卵・凍結卵等の製造および販売   | 直接88.0%        | 兼任2人   | 商品および原料の仕入等 |
| 子会社 | キューピー<br>醸造(株)            | 東京都府中市         | 450      | 食酢の製造および販売        | 直接88.0%        | 兼任2人   | 原料の仕入       |
| 子会社 | ㈱菜華                       | 東京都青梅市         | 50       | 漬物の製造および販売        | 直接100.0%       | ありません  | 商品の仕入       |
| 子会社 | HENNINGSEN<br>FOODS, INC. | 米国 ニュー<br>ヨーク州 | 1.92千米ドル | 鶏卵加工品・乾燥肉の製造および販売 | 間接100.0%       | 兼任2人   | 商品の仕入       |

| 取引の内容  | 取引金額   | 科目    | 期末残高  |
|--------|--------|-------|-------|
| 製品等の販売 | 10,478 | 売掛金   | 2,832 |
| 資金の貸付  | 2,469  | 短期貸付金 | 2,124 |
| 利息の受取  | 30     |       |       |
| 資金の貸付  | 2,205  | 短期貸付金 | 2,361 |
| 利息の受取  | 28     |       |       |
| 債務保証   | 2,727  | —     | —     |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 製品等の販売については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
  - 貸付金については、キャッシュ・マネジメント・システムの資金運用等に伴うものであります。また、取引金額については、平均貸付残高を記載しております。
  - 債務保証については、HENNINGSEN FOODS, INC. の金融機関からの借入に対する保証、およびネブラスカ州ディヴィット市からの借入に対する再保証です。
- (注) 上記の表における取引金額の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

### VIII. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 784.30円 |
| 1株当たり当期純利益 | 22.14円  |

### IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年1月9日

キューピー株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関谷 靖夫 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹本 啓祐 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キューピー株式会社の平成18年12月1日から平成19年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年1月9日

キュービー株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋秀法 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関谷靖夫 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹本啓祐 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キュービー株式会社の平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年1月11日

キューピー株式会社 監査役会

常勤監査役 村 中 修 ㊟

常勤監査役 平 栗 康 夫 ㊟

社外監査役 石 黒 俊一郎 ㊟

社外監査役 坂 井 一 郎 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、平成20年1月11日開催の取締役会において決議いたしました「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止ならびに買収防衛策に基づく対抗措置の発動にあたりましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして株主の皆様の意思を尊重することが肝要であると考えております。

つきましては、株主の皆様の意思を尊重するべく、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止に対する株主総会における決議の根拠を法的に明確にするための規定を、当社定款に設けるものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行う場合にも、株主の皆様の意思を尊重するべく、新株予約権無償割当て等に対する株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会決議の根拠を法的に明確にするための規定を、当社定款に設けるものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第 8 章 買収防衛策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第47条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新株予約権無償割当て等の決議機関)</u></p> <p><u>第48条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役全員（鈴木 豊、畑中凱夫、建部俊正、中島 周、山上英信、佐々木克彦、奥村明男、島 家時、長谷川峯夫、遠藤 貢、三宅峰三郎、橘 英文、小澤 貢および石川邦昭の14氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 鈴木 豊<br>(昭和24年12月6日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>平成6年11月 当社関東支店長<br>平成10年9月 当社家庭用調味料部長<br>平成12年7月 当社大阪支店家庭用次長<br>平成13年2月 当社取締役<br>当社大阪支店長<br>平成14年7月 当社経営企画室担当<br>平成15年2月 当社常務取締役<br>平成16年2月 当社代表取締役社長、現在に至る                                      | 22,500株        |
| 2     | 中島 周<br>(昭和34年9月26日生) | 昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行<br>平成5年10月 株式会社中島董商店入社<br>同社経理部長<br>平成7年2月 同社取締役<br>平成9年2月 当社取締役<br>平成12年7月 当社法務部長<br>平成15年2月 株式会社中島董商店取締役副社長<br>平成17年2月 同社取締役、現在に至る<br>当社常務取締役、現在に至る<br>当社環境対策室長<br>同年7月 当社社会・環境推進室長、現在に至る | 30,600株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 佐々木 克彦<br>(昭和21年3月8日生)  | 昭和39年3月 当社入社<br>昭和63年11月 当社社長室企画部長<br>平成7年12月 当社経営企画室(社長室を改称)企画部長<br>平成11年8月 当社経営企画室長<br>平成12年7月 ケイ・システム株式会社代表取締役社長<br>平成15年2月 当社管理本部長、現在に至る<br>平成16年2月 当社取締役<br>平成17年1月 KIFUKI U.S.A.CO., INC. 取締役社長、現在に至る<br>平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る | 12,400株        |
| 4     | 奥村 明男<br>(昭和26年1月14日生)  | 昭和48年3月 当社入社<br>平成6年8月 当社横浜支店長<br>平成8年10月 当社東京支店家庭用次長<br>平成9年9月 株式会社中島董商店入社<br>平成14年10月 同社食品本部長<br>平成15年2月 同社取締役<br>平成17年2月 当社取締役<br>当社営業統括、現在に至る<br>平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る                                                           | 5,000株         |
| 5     | 島 家 時<br>(昭和22年3月22日生)  | 昭和47年3月 株式会社中島董商店入社<br>同年12月 当社入社<br>平成7年12月 当社福岡支店長<br>平成9年9月 当社東京支店家庭用次長<br>平成13年2月 当社取締役、現在に至る<br>当社東京支店長<br>平成17年2月 当社広報室長、現在に至る                                                                                                 | 13,900株        |
| 6     | 長谷川 峯夫<br>(昭和22年7月29日生) | 昭和45年3月 当社入社<br>平成6年9月 当社研究一部長<br>平成10年9月 当社研究所副所長<br>平成11年2月 当社研究所長、現在に至る<br>平成13年2月 当社取締役、現在に至る                                                                                                                                    | 21,333株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | 遠藤 貢<br>(昭和23年3月19日生)   | 昭和47年1月 三英食品販売株式会社入社<br>昭和62年2月 同社取締役<br>平成2年12月 当社入社<br>当社外食営業部長<br>平成12年7月 当社広域営業部長<br>平成13年2月 当社取締役、現在に至る<br>平成14年7月 当社業務用営業本部長<br>平成16年7月 当社マーケティング本部長<br>平成17年7月 当社商品開発本部長、現在に至る | 15,474株        |
| 8     | 三宅 峰三郎<br>(昭和27年7月22日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成8年9月 当社横浜支店長<br>平成10年9月 当社関東支店長<br>平成13年7月 当社家庭用営業部長<br>平成14年7月 当社家庭用営業本部長<br>平成15年2月 当社取締役、現在に至る<br>平成16年7月 当社営業統括<br>平成17年2月 当社東京支店長、現在に至る                        | 8,133株         |
| 9     | 橘 英文<br>(昭和26年2月15日生)   | 昭和49年3月 当社入社<br>平成11年8月 当社経営企画室企画部長<br>平成12年7月 当社経営企画室長<br>平成14年7月 当社営業企画室長<br>平成16年7月 当社人事本部長、現在に至る<br>平成17年2月 当社取締役、現在に至る                                                           | 7,500株         |
| 10    | 小澤 貢<br>(昭和21年3月18日生)   | 昭和39年3月 当社入社<br>平成11年8月 当社経営企画室グループ生産担当部長<br>平成13年10月 株式会社カナエフーズ取締役<br>平成15年1月 同社代表取締役社長<br>平成19年2月 当社取締役、現在に至る                                                                       | 4,900株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 11    | 石川 邦 昭<br>(昭和21年6月6日生)  | 昭和45年3月 株式会社中島董商店入社<br>昭和47年12月 当社入社<br>昭和57年3月 Q&B FOODS, INC. 取締役社長<br>平成7年11月 当社海外事業部米国チームリーダー<br>平成10年9月 当社海外事業本部副本部長<br>平成11年2月 当社取締役、現在に至る<br>平成16年7月 当社海外事業本部長<br>同年10月 Q&B FOODS, INC. 取締役会長、現在に至る<br>平成17年2月 株式会社中島董商店常務取締役<br>平成19年2月 同社専務取締役、現在に至る | 18,243株        |
| 12    | 佐藤 重 郎<br>(昭和24年3月7日生)  | 昭和42年3月 当社入社<br>平成6年11月 株式会社デイリーメイト代表取締役社長<br>平成14年10月 同社取締役<br>デリア食品株式会社専務取締役営業本部長<br>平成17年7月 デリア食品株式会社代表取締役社長、現在に至る                                                                                                                                         | 1,000株         |
| 13    | 好村 博<br>(昭和26年1月1日生)    | 昭和48年3月 当社入社<br>平成12年7月 当社名古屋支店長<br>平成18年11月 当社家庭用営業本部長、現在に至る                                                                                                                                                                                                 | 2,500株         |
| 14    | 竹村 茂 樹<br>(昭和31年9月15日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成13年7月 当社営業本部商品部ジャム・調理食品グループリーダー<br>平成14年7月 当社泉佐野工場長<br>平成16年11月 鳥栖キューピー株式会社代表取締役社長<br>平成18年11月 当社生産本部副本部長<br>平成19年11月 当社健康機能事業副担当、現在に至る                                                                                                     | 1,600株         |
| 15    | 勝山 忠 昭<br>(昭和32年12月1日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成14年7月 当社仙川工場長<br>平成16年7月 当社生産本部副本部長<br>平成17年7月 当社生産本部長、現在に至る                                                                                                                                                                                | 2,000株         |

### 第3号議案 監査役4名選任の件

現任の監査役のうち村中 修、平栗康夫および石黒俊一郎の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 平栗康夫<br>(昭和23年11月18日生) | 昭和47年3月 株式会社中島董商店入社<br>同年12月 当社入社<br>平成12年7月 当社情報システム室長<br>平成13年7月 当社情報企画部長<br>平成16年2月 当社監査役(常勤)、現在に至る                                       | 4,200株         |
| 2     | 石黒俊一郎<br>(昭和29年6月22日生) | 昭和52年4月 株式会社中島董商店入社<br>平成9年10月 同社経営企画室長<br>平成14年10月 同社管理本部長、現在に至る<br>平成15年2月 同社取締役、現在に至る<br>平成16年2月 当社監査役、現在に至る                              | 1,600株         |
| 3     | 池田則生<br>(昭和24年8月11日生)  | 昭和42年3月 当社入社<br>平成13年4月 ケイ・システム株式会社経理財務グループ次長<br>平成15年7月 当社海外事業本部業務部次長<br>平成16年7月 当社監査室長、現在に至る                                               | 1,800株         |
| 4     | 坂本導聰<br>(昭和16年7月22日生)  | 昭和39年4月 大蔵省入省<br>平成3年7月 国税庁課税部長<br>平成5年6月 経済企画庁物価局長<br>平成6年1月 同庁国民生活局長<br>平成8年6月 同庁総合計画局長<br>平成11年6月 農林中央金庫専務理事<br>平成16年1月 株式会社オーエムシーカード特別顧問 | 0株             |

- (注) 1. 石黒俊一郎および坂本導聰の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
2. 石黒俊一郎氏は、経営者としての豊富な経験および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
坂本導聰氏は、高度の専門知識および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 石黒俊一郎氏の子女は、当社の使用人であります。
4. 石黒俊一郎氏が、当社監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、社外監査役候補者石黒俊一郎氏と会社法第427条第1項および当社定款第39条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。また、坂本導聰氏の選任を承認いただいた場合には、上記契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は、添付書類13頁に記載のとおりであります。

**第4号議案** 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役畑中凱夫、建部俊正および山上英信の3氏ならびに監査役村中修氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規による相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

上記4氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名      | 略歴                                                        |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 畑 中 凱 夫 | 平成7年2月 当社取締役<br>平成11年2月 当社常務取締役<br>平成19年2月 当社専務取締役、現在に至る  |
| 建 部 俊 正 | 平成13年2月 当社取締役<br>平成17年2月 当社常務取締役<br>平成19年2月 当社専務取締役、現在に至る |
| 山 上 英 信 | 平成13年2月 当社取締役<br>平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る                    |
| 村 中 修   | 平成10年2月 当社監査役（常勤）、現在に至る                                   |

また、当社は、平成19年11月20日開催の取締役に会において、本総会終結の時をもって取締役および監査役の退任慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役15名選任の件」を承認いただくことを条件として重任される取締役11名ならびに第3号議案「監査役4名選任の件」を承認いただくことを条件として重任される監査役2名および任期中の監査役1名に対し、これまでの在任中の功労に報いるため、当社の内規による相当額の範囲内で、取締役および監査役就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退任慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は取締役または監査役を退任する時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。



打ち切り支給の対象となる取締役および監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名     | 略歴                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 鈴木 豊   | 平成13年2月 当社取締役<br>平成15年2月 当社常務取締役<br>平成16年2月 当社代表取締役社長、現在に至る |
| 中島 周   | 平成9年2月 当社取締役<br>平成17年2月 当社常務取締役、現在に至る                       |
| 佐々木 克彦 | 平成16年2月 当社取締役<br>平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る                      |
| 奥村 明男  | 平成17年2月 当社取締役<br>平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る                      |
| 島家 時   | 平成13年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 長谷川 峯夫 | 平成13年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 遠藤 貢   | 平成13年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 三宅 峰三郎 | 平成15年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 橘 英文   | 平成17年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 小澤 貢   | 平成19年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 石川 邦昭  | 平成11年2月 当社取締役、現在に至る                                         |
| 平栗 康夫  | 平成16年2月 当社監査役（常勤）、現在に至る                                     |
| 石黒 俊一郎 | 平成16年2月 当社監査役、現在に至る                                         |
| 坂井 一郎  | 平成18年2月 当社監査役、現在に至る                                         |

#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役13名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額40,450,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

## 第6号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

当社取締役会は、第94回定時株主総会にかかる事業報告において株主の皆様へ公表いたしました「株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方」に則り、平成20年1月11日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認をもって、「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。上記取締役会においては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれも本対応方針の運用が適正に行われることを条件として、本対応方針の導入に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」を承認いただくことを条件として、変更後の当社定款第47条第1項の定めに基づき、本対応方針の導入について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもって承認された場合、本対応方針の有効期限は、平成23年2月28日までに開催される当社第98回定時株主総会の終結の時となります。

本対応方針は、大量買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付行為に応じるか否かという株主の皆様判断の機会を奪うものではありません。本対応方針の具体的内容につきましては、別紙（51頁～71頁）をご参照下さい。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診や申入れ等はなく、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

以 上

(第6号議案の別紙)

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の企業価値の源泉について

(1) 経営理念

当社は、創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、安全・安心を全ての基本とし、健康な食生活に貢献し続けることを、事業活動における基本原則として定款に規定しております。

(社是) 楽業偕悦

(社訓) 道義を重んずること

創意工夫に努めること

親を大切にすること

また、当社グループでは、「『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、食生活に貢献する」ことを経営理念とし、調味料・加工食品事業、健康機能事業、タマゴ事業、サラダ・惣菜事業および物流システム事業の5事業を展開しております。

(2) 経営理念に基づく行動

当社グループは、創業以来受け継いできた品質第一の姿勢を貫き、常にお客様に満足していただける商品をお届けすることで、「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループ」をめざしております。

また、お客様の一生を通じたさまざまな食の場面に当社グループならではのこだわりのある商品とサービスを心を込めてお届けし続ける姿勢を“Food, for ages 0-100”と表現し、当社グループの全役職員が実践することにより、企業価値の向上に努めております。

(3) 事業展開の強み

当社は、大正14年に国産初のマヨネーズを発売して以来、ドレッシングの商品化など、常にサラダ調味料市場の育成拡大に努め、トップメーカーとして高いブランドシェアを維持しております。また、オレンジママレードを始めとするジャムや、パスタソースなどを発売する一方、ベビーフード、ヘルスフードなども手掛け、平成11年には医療介護の分野にユニバーサルデザインフード（いわゆる介護食）を投入しております。このように、常に食品業界のパイオニアとして他社に先駆けてさまざまな食の場面に対応した高品位の商品開発を行っていることが、お客様からの高い信頼をいただいているブランド力を培う原動力となっていると考えております。

また、創業当初からマヨネーズの主原料である卵を液卵として加工メーカーへ納めているほか、昭和30年の業務用マヨネーズの発売、昭和40年代からのチルド商品や惣菜事業への取組み、またカット野菜の発売など、内食・中食・外食の幅広い分野において、品質、

おいしさにとどまらない、食の楽しさを提案し続けていることも、当社グループの強みであるとと考えております。

当社では、創業以来、「高品質に対するこだわり」、「お客様のニーズを先取りした商品開発力」そして「各事業展開におけるシナジーの追求」を企業価値の源泉に据えております。さらには、社是である「樂業偕悦」に表すように、全役職員が、事業活動における共通の目標の達成に向けた困難を創意工夫をもって乗り越え、悦びを分かち合うという考え方を共有しており、これも当社グループの企業価値の源泉を支える企業文化として今後も継承し続けていくべきであると考えております。

## 2. 基本方針の内容について

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものものないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け

(または買収提案)を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております(以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。)

## II 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. グループ中期経営計画の策定

当社グループは、上記 I 1. 「当社の企業価値の源泉について」記載の企業価値の源泉を活かし、企業価値をより高めるために平成19年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略と定め、「利益体質の強化」では、①利益構造の改革と健康機能事業の創設、②技術立社の推進および③グループコストの低減を、「成長分野へのシフト」では、①健康ニーズへの対応、②フードサービス市場での展開を強化および③海外での事業拡大を推進、をその内容として掲げております。これらの基本戦略を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

### 2. コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、当社は、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役を1名増員する議案を本総会に付議しております。

Ⅲ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社は、以下に定める内容のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして設定いたします。

なお、本Ⅲ 1. ないし 6. に記載する当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）を、以下「本対応方針」といいます。

#### 1. 本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、公開買付については、公開買付開始公告をもって買付行為といたします。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

なお、本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、以下の者をいいます。

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

注2：議決権割合とは、以下の割合をいいます。

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 2. 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続を行うこととします。

当社を設定する大量買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりです。

### (1) 情報の提供

大量買付者には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要が明示され、かつ、大量買付ルールに従う旨の誓約文言の付された「意向表明書」を当社代表取締役会へてご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

大量買付者から意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、大量買付者から当初ご提供いただく本必要情報のリストを当該大量買付者に交付し、大量買付者から当該情報をご提供いただきます。そして、大量買付者からご提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会（独立委員会の内容については、下記Ⅲ 2. (3) 「独立委員会」においてご説明します。）から同趣旨の勧告を受けることを条件として、大量買付者に対して、必要かつ十分な本必要情報が揃うまで再度情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業（当社グループの主幹事業であるマヨネーズ・ドレッシング類の製造販売を含む食品事業および物流事業等）についての経験、過去の投資行動等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業（当社グループの主幹事業であるマヨネーズ・ド

レッシング類の製造販売を含む食品事業および物流事業等) についての経験等に関する情報を含みます。) 、経営方針、事業計画 (お客様の志向に沿った商品の開発と育成や新しい食生活やメニューの提案についての考え方、主要原料の価格変動に対する方策、製品事故、食品の安全性・衛生問題に対する方策、重要な取引先との良好な関係維持のための方策を含みます。) 、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等 (以下「買付後経営方針等」といいます。)

- ⑤ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領した場合、本必要情報のリストを大量買付者に対して送付した場合および大量買付者による本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨を公表いたします。また、当社取締役会は、当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様における判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を株主および投資家の皆様に開示します。

## (2) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に対し必要かつ十分な本必要情報の提供を完了した日から、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、60日 (対価を現金 (円貨) のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合) または90日 (その他の大量買付行為の場合) を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間 (以下「取締役会評価期間」といいます。) として与えられるべきものと考えます。大量買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善のために交渉を行ったり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し当社グループの経営方針等についての代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合 (独立委員会が取締会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合や、下記Ⅲ 2. (4) 「株主意思の確認手続」記載の株主意思の確認手続を経る場合などが挙げられます。) 、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間 (下記Ⅲ 2. (4) 「株主意思



の確認手続」記載の株主意思の確認手続を経るために必要な延長も、この期間に含まれます。) 延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合、当該決定された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

### (3) 独立委員会

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（注4）、当社社外取締役または当社社外監査役（社外取締役および社外監査役は、業務執行担当者の影響を受けず客観的な意見を表明できる地位にあります。）の中から選任します。当初の独立委員会委員の氏名・略歴は【資料1】に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は、【資料2】に記載のとおりです。

大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅲ3. (1) 「大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合」参照）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（上記Ⅲ2. (2) 「取締役会による評価期間」参照）、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅲ3. (1) 「大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合」参照）、対抗措置の発動の判断など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は、必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、出席独立委員会委員の過半数をもって当該決議を行います。但し、独立委員会委員に事故があるとき、または、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席独立委員会委員の過半数をもって当該決議を行います。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

#### (4) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様にご判断していただくこともできるものとします。株主意思の確認手続は、大量買付者が提案する大量買付行為の内容や大量買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコストなどを勘案したうえで、当社取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合に、行うものとします。また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとします。

当社株主の皆様のご意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令および当社定款に基づき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合（大量買付者が大量買付行為を撤回する場合など）には、本株主総会の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

### 3. 大量買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による

支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合としては、以下の場合などが考えられます。

大量買付者が、

(i) 次の①から④までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買付を行っている場合

(ii) 買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買付）

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、対抗措置を発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。上記の場合において、対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、その概要は、【資料3】に記載のとおりとします。

なお、上記のように対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大量買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付者および大量買付行為の具体的内容や、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとします。また、上記Ⅲ 2. (4)「株主意思の確認手続」記載のとおり、本株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もあります。

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。さらに、上記Ⅲ 2. (4) 「株主意思の確認手続」記載のとおり、本株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします（なお、上記Ⅲ 2. (4) 「株主意思の確認手続」記載のとおり、本株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もありますが、その場合には、当社取締役会は、株主総会決議に従います。）。対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、その概要は、【資料3】に記載のとおりとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなどした結果、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、上記①や②のように対抗措置発動の停止を行う場合は、株主および投資家の皆様のために、独立委員会が必要と認める事項も含め、必要十分な情報の速やかな開示を行います。

また、対抗措置の発動の変更を行う場合としては、大量買付者が大量買付行為の対象となる株式数を変更した場合に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を変更する場合などが想定されます。

#### 4. 株主・投資家に与える影響等

##### (1) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、株主の皆様から付託を受け当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社取締役会が株主の皆様を提供することや、当社株主の皆様が当社の経営についての代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。大量買付ルールにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ 3. 「大量買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者（特定株主グループを含みます。）を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

##### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

###### イ. 名義書換の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てにかかる割当基準日を公告いたします。当該割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、

速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）

#### ロ．新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、当該割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容・数等の必要事項および株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付することがあります。その場合には、新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、新株予約権の行使期間内に、新株予約権の行使請求書などの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

#### ハ．当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって新株予約権を取得します。また、当社取締役会は、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかに当社株式を株主の皆様へ交付いたします。なお、当社取締役会が新株予約権を取得する場合、新株予約権と引換えに株式を取得する株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、割当方法、名義書換方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

### 5．本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって、同承認があった日から発効することとし、本対応方針の有効期限は、平成23年2月28日までに開催される第98回定時株主総会の終結の時までとします。但し、第98回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、継続する本対応方針の有効期限はさらに3年間延長され、その後も3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、さらに3年間延長することとします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。また、本対応方針の継続が決定された場合であっても、当社取締役会は、当社の企業価値

および株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得て、本対応方針の変更または廃止を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

なお、平成19年11月30日現在の大株主の状況は【資料4】に記載のとおりです。

6. 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにその理由

(1) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(2) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

I 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしています。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以 上



## 独立委員会委員の氏名および略歴

かみやま としお

神山 敏夫

昭和16年11月18日生まれ

昭和44年2月 公認会計士登録

神山公認会計士事務所代表（所長）、現在に至る

昭和44年4月 税理士登録

平成4年7月 日本公認会計士協会理事

平成7年2月 株式会社日本会計士学館 代表取締役社長、現在に至る

平成10年6月 日本公認会計士協会東京会会長

平成13年8月 日本公認会計士協会不服審査会委員長

公認会計士試験委員

平成16年7月 日本公認会計士協会監事

平成19年7月 日本公認会計士協会紛議調停委員会委員、現在に至る

神山氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

わくい ようじ

涌井 洋治

昭和17年2月5日生まれ

昭和39年4月 大蔵省入省

平成5年6月 経済企画庁長官官房長

平成7年5月 大蔵省大臣官房長

平成9年7月 大蔵省主計局長

平成11年7月 社団法人日本損害保険協会 副会長

平成16年2月 当社監査役

平成16年6月 日本たばこ産業株式会社 代表取締役会長

平成18年6月 同社取締役会長、現在に至る

涌井氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

さかい いちろう

坂井 一郎

昭和17年5月3日生まれ

昭和43年4月 検事任官

平成7年7月 最高検察庁検事

平成8年1月 那覇地方検察庁検事正

平成9年12月 法務省矯正局長

平成11年12月 横浜地方検察庁検事正

平成13年5月 法務省法務総合研究所長

平成14年10月 広島高等検察庁検事長

平成16年6月 福岡高等検察庁検事長

平成17年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、現在に至る

平成18年2月 当社監査役、現在に至る

坂井氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 構成員

当社取締役会により委任を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・またはこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。本対応方針導入当初に就任が予定される構成員は、神山敏夫氏、涌井洋治氏および坂井一郎氏の3名とする。

## 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会において本対応方針が承認されることを条件として、同定時株主総会終結の時から第98回定時株主総会終結の時までとし、第98回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、第98回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長され、以後も3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、更に3年間延長することとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は独立委員会委員の任期は延長されない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（取締役または監査役として再任され、かつ、その時点において社外取締役または社外監査役としての地位を喪失していない場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会委員に欠員が生じた場合には、上記2.「構成員」記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな独立委員会委員を選任する。新たに選任された独立委員会委員の任期は、欠けることとなった元の独立委員会委員の残任期間と同じとする。

## 4. 決議要件

原則として、特別利害関係者を除く現任の独立委員会委員の全員が出席し、出席独立委員会委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。但し、独立委員会委員に事故があるとき、または、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、出席独立委員会委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。

なお、独立委員会の決議が成立しない場合には、独立委員会の議長は、当社取締役会に対し、

決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定する。独立委員会が決議を行った場合には、決議の内容を理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会委員は、その職務遂行にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、自己または第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為に該当するか否か
- ② 大量買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報および期限
- ③ 大量買付者から提供された本必要情報の精査・検討
- ④ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
- ⑤ 大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否か
- ⑥ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑦ 取締役会評価期間を延長するか否か
- ⑧ 対抗措置の発動の要否につき株主総会に諮るべきであるか否か
- ⑨ 対抗措置を発動・変更・停止すべきか否か
- ⑩ 大量買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑪ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記事項を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用（特に不合理と認められるものを除く。）で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主および割当条件

当社は、当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を、新たに払込みをさせないで割り当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

## 3. 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、新株予約権の取得の対価として普通株式を交付する場合における当該普通株式の数の上限は、取得日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の

発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数とする。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の停止をすることがあり、新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間に、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する場合がある。

新株予約権の取得のために、新株予約権に取得条件を付ける場合があるが、新株予約権の取得条件および新株予約権を取得するのと引換えに交付する財産の内容については、（i）取得の対象となる新株予約権または（ii）新株予約権の取得の対価として交付する財産について、新株予約権者が、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者であるか否かにより差異を設けることがあるものとする。

以 上

## 大株主の状況

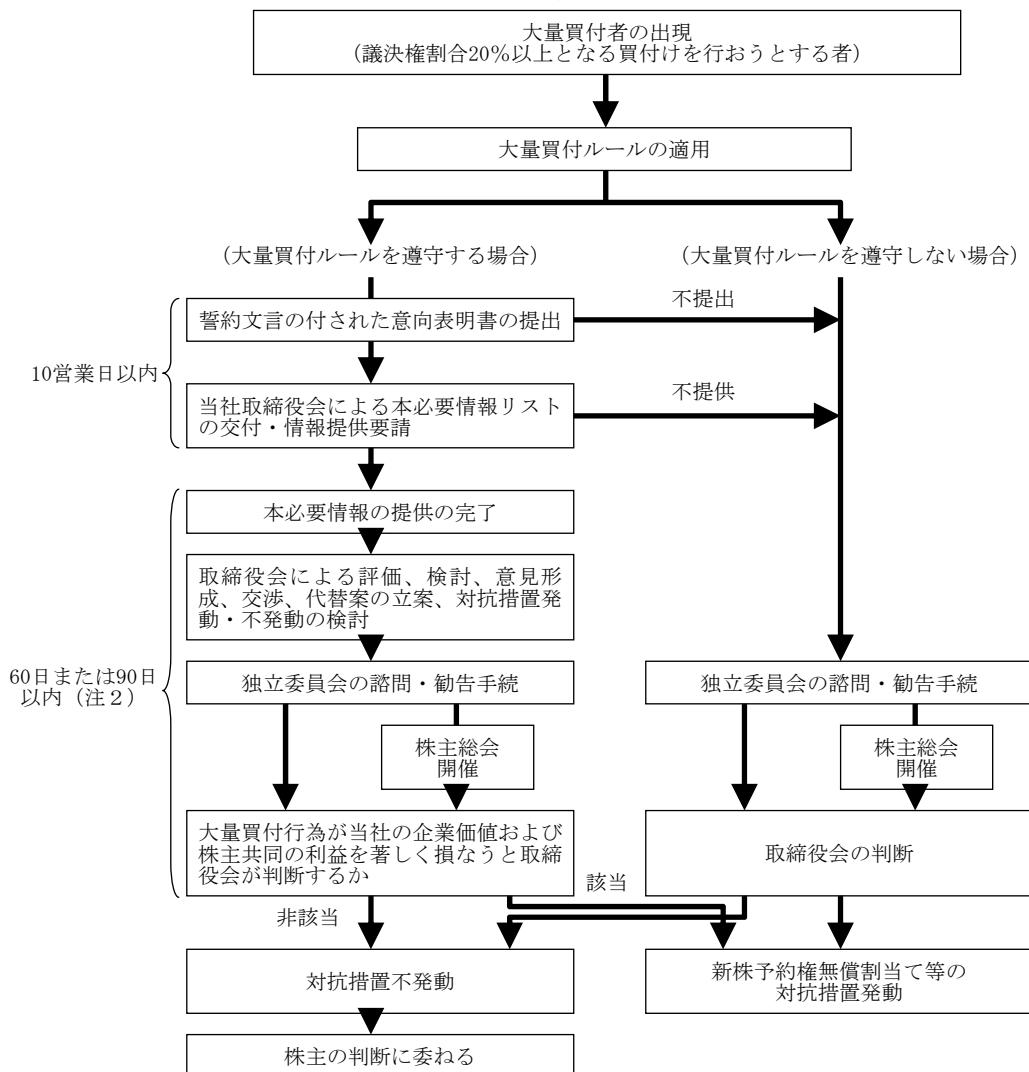
平成19年11月30日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

| 順位 | 氏名または名称                              | 所有株式数(株)   | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----|--------------------------------------|------------|------------------------|
| 1  | 株式会社中島董商店                            | 26,371,513 | 16.96                  |
| 2  | 株式会社董花                               | 4,872,670  | 3.13                   |
| 3  | みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託 | 4,585,650  | 2.95                   |
| 4  | 財団法人 旗影会                             | 4,251,750  | 2.73                   |
| 5  | 全国共済農業協同組合連合会                        | 4,004,700  | 2.58                   |
| 6  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)              | 3,800,400  | 2.44                   |
| 7  | 株式会社三井住友銀行                           | 3,208,224  | 2.06                   |
| 8  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)            | 3,142,800  | 2.02                   |
| 9  | 日本生命保険相互会社                           | 3,132,964  | 2.02                   |
| 10 | 第一生命保険相互会社                           | 3,012,360  | 1.94                   |

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
- 2 上記のほか、当社が自己株式2,627,519株を保有しております。

以 上

## 大量買付行為が開始された場合のフローチャート



- (注) 1 上記フローチャートは、「大量買付ルール」に対する理解を容易にすることを目的とした参考資料です。当該ルールの詳細については、本文をご参照下さい。
- 2 株主総会を開催する場合などにおいて、取締役会評価期間を延長することについてやむを得ない事情があるときには、90日または120日以内となることがあります。

以上





平成20年2月8日

株主の皆様へ

キューピー株式会社  
代表取締役社長 鈴木 豊

「第95回 定時株主総会招集ご通知」添付書類の一部修正について

平成20年2月7日に株主の皆様宛てにご送付いたしました標記書類につきまして、記載に一部誤りがありましたので、下記のとおり修正させていただきます。

記

株主総会招集ご通知添付書類 47頁（修正箇所は下線部分）

（修正後）

第3号議案 監査役4名選任の件

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 池田 則生<br>(昭和24年8月11日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>平成13年4月 ケイ・システム株式会社経理財務グループ次長<br>平成15年7月 当社海外事業本部業務部次長<br>平成16年7月 当社監査室長、現在に至る | 1,800株         |

（修正前）

第3号議案 監査役4名選任の件

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および<br>他の法人等の代表状況                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 池田 則生<br>(昭和24年8月11日生) | 昭和42年3月 当社入社<br>平成13年4月 ケイ・システム株式会社経理財務グループ次長<br>平成15年7月 当社海外事業本部業務部次長<br>平成16年7月 当社監査室長、現在に至る | 1,800株         |

以上